

宮若市まちづくり計画(案)

新市建設計画

宮田町・若宮町合併協議会

もくじ

I. はじめに	1
1. 合併の必要性と効果	1
2. 計画策定の方針	3
II. まちの概要と課題	4
1. まちの特性	4
2. まちづくりの課題	8
III. まちづくりの基本方針	10
1. まちづくりの基本理念	10
2. まちの将来像	10
3. まちづくりの基本方針	12
4. 土地利用の方向	15
5. まちの主要指標の見通し	18
IV. まちづくり実現のための主要施策	20
1. 自然と共生したまちづくり	21
2. 個性豊かな快適生活のまちづくり	23
3. 活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくり	25
4. 健康でやすらぎのある福祉のまちづくり	27
5. 豊かな心を育むまちづくり	29
6. 地域が自立した協働のまちづくり	32
V. 公共施設の統合整備	34
VI. 県事業の推進	35
VII. 財政計画	37

I. はじめに

1. 合併の必要性和効果

(1) 地方分権と協働のまちづくりにおける合併の必要性和効果

人々の価値観や生活行動が多様化する中で、従来までの国の指導による行政システムでは地域の実情やニーズに対応したまちづくりを実現することが難しくなっています。そこで、国と地方との関係を見直し、市民や地域の視点に立った行政システムを構築するために地方分権が進められています。つまり、地方分権では、国から地方への権限や税源の委譲などの取り組みが進められ、地域自らが主体となり自己決定・自己責任のもと、まちづくりを進めて行くことが求められています。また、多様化する住民ニーズに対応し、適確な施策の展開を行うため、市民をはじめ多様な主体の参画を基本とした行政や市民等との協働のまちづくりが求められています。したがって、新たな行政制度や需要の変化に対応できる地方自治を実現させる方法として、一つの有効な手段となるものが合併であると考えられています。

合併による自治体規模の拡大を生かした行政組織や財政基盤の強化や広域的な視点からみた効率的・重点的な投資による事業の推進が可能となります。

(2) 少子高齢化の進行による合併の必要性和効果

わが国は、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴う少子高齢化の急速な進展により、概ね10年後の2014年頃には国民の4人に1人が高齢者となることが予測されています。両町においても、少子高齢化が進んでおり、平成12年の国勢調査では高齢化率が25.9%（平成16年3月末現在26.4%）と全国を上回る状況となっています。少子高齢化により、子どもの減少による保育や教育環境の変化、労働力人口の減少による地域活力の低下などの問題が生じています。また、高齢化の進行は、福祉や医療などの行政サービスを増加させ、現役世代の社会保障の負担が増加するなど社会経済構造に大きな影響を及ぼしはじめています。

このような少子高齢化による社会経済の影響に適確に対応するためにも合併を行うことで、多様化・高度化する住民ニーズに対応した福祉サービスの提供や専門的な人材の確保など行政サービスの向上、さらに安心できる子育て環境と教育環境の充実、そして高齢者等が安心して暮らせるまちづくりなどが可能となり、人口の定住化にも対応することが可能となります。

（３）日常生活圏の拡大による合併の必要性和効果

交通網の充実や自動車利用の増大により、通勤・通学・買い物などの日常生活行動や経済活動が広域化しており、従来の行政区域を越えた人や物の交流が進んでいます。また、情報通信網や通信機器の発展も生活圏の広域化を促進しています。一方、生活圏の拡大により、公共施設等についても広域的な利用が行われるようになっていきます。さらに、両町は、歴史的・地理的にも強い結びつきがあり、これまでも消防、衛生、地域医療などについては、連携しながら効率的運用を行っています。

広域化した日常生活圏と行政区域をできるだけ一致させ、市民の日常生活行動に即した行政サービスの提供や広域的な視点からみた効率的な公共施設や生活基盤の整備ができ、広域的なまちづくりが可能となります。

（４）財政の危機的状況における合併の必要性和効果

バブル経済の崩壊による地域経済への影響と近年の長引く景気低迷により、地方財政は大変厳しい状況に直面しています。さらに、地方交付税や補助金の削減等により、地方自治体はより一層厳しい行財政運営を余儀なくされる状況にあります。

しかしながら、合併により、財政基盤の強化を図るとともに、施策の見直しを行い、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、行政組織の統合による適切な職員の配置などの行政改革を行うことにより、財政の危機的状況に対応していくことが可能となります。

（５）市制施行による合併の効果

両町が合併することにより、商工業と農業、観光が共存するバランスの取れたまちづくりが可能になるとともに、人口 3 万人以上になることから、国の特例措置により市制を施行することができます。市に生まれ変わるのを期に、効率的で効果的な行財政運営を進めるだけでなく、市制施行による知名度の向上や地域のイメージアップを図るとともに、企業誘致による地域経済の活性化、若者の定住促進、交流人口の増加を促すような両町の特性を活かした魅力あるまちづくりを実現することが可能となります。

また、市になることにより福祉事務所を設置することとなり、よりきめの細かい施策を行う体制づくりが可能となります。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の位置付け

本計画は、合併後の新市のまちづくりを計画的に進めるため、両町の総合計画等を踏まえながら、将来のビジョンとなるまちづくりの基本方針や新市の根幹となるべき主要事業等を定めるものです。

(2) 計画の性格

本計画は、両町の特徴を活かし、新市としてバランスのとれた発展と地域のイメージアップを目指し、総合的かつ計画的なまちづくりと行財政運営を進めるための指針となります。

また、市民の参画や国・県との連携を図るための基本となります。

(3) 計画の構成と期間

本計画は、まちづくりの基本方針、まちづくり実現のための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画で構成され、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度を計画期間とします。

なお、本計画は、新市において作成される総合計画の基本となります。

まちづくりの基本方針

新市の目指すべき将来像、まちづくりの基本的な考え方を示す理念と将来像を実現するための目標を定めます。

まちづくり実現のための主要施策

基本目標を達成するための主要施策や事業を定めます。また、県と連携を図りながら取り組む事業について明確にしていきます。

公共施設の統合整備

既存の公共的施設の統合整備並びに適正配置についての基本的な考え方を定めます。

財政計画

合併後、平成18年度から15年間の財政計画について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や経済情勢などを勘案しながら定めます。

Ⅱ. まちの概要と課題

1. まちの特性

(1) まちの位置・地勢

新市は、福岡県の北部中央、福岡、北九州両政令指定都市のほぼ中間に位置し、北は宗像市、福岡市、鞍手町、東は直方市、南は飯塚市と小竹町、西は篠栗町、久山町、古賀市と隣接しています。

新市の面積は 139.99km²、平成 12 年の国勢調査で総人口は 31,225 人となっています。新市の西部から南部にかけては西山 (645m)、犬鳴山 (584m)、鉾立山 (663m)、笠置山 (425m) などの太宰府県立自然公園に指定されている三郡山系が連なり、その中に平地や小丘陵が広く分布した盆地となっています。また、新市の中央部を東へ貫流する遠賀川の支流犬鳴川と犬鳴川に流れ込む八木山川などがあり、それらの流域に農地や市街地が形成されています。

(2) まちの沿革

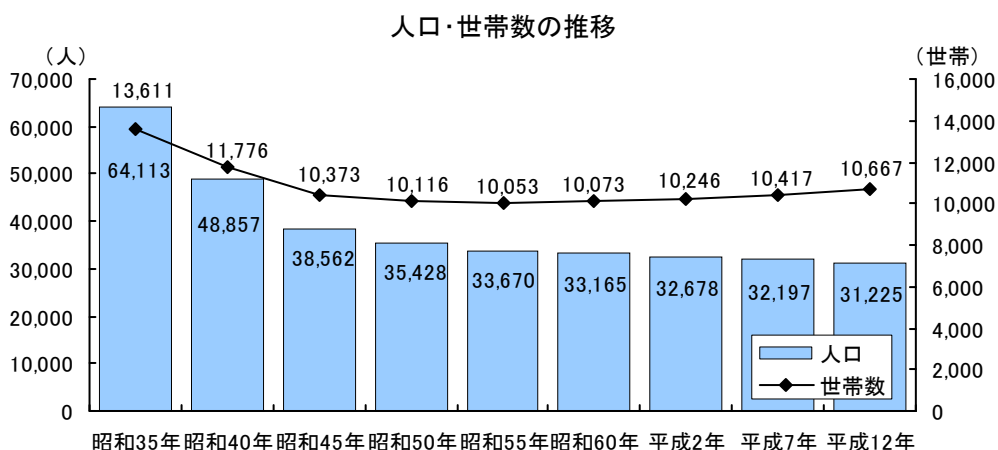
明治 22 年の町村制施行により、宮田村、香井田村、笠松村、若宮村、中村、山口村、吉川村、日吉村の 8 ヶ村が誕生しました。その後、大正 15 年には宮田村が町制施行により宮田町となり、昭和 2 年に香井田村を編入しました。昭和 18 年には、若宮村に町制が施行され若宮町となり、昭和 26 年には若宮町が中村・山口村と合併しました。さらに昭和 30 年には、宮田町が笠松村の一部と合併し、若宮町が吉川村と合併し、笠松村の一部(弥ヶ谷地区)が編入されました。さらに、同年 7 月に若宮町の一部(如来田地区)が宮田町に編入され、現在の町域となりました。

明治初期までは、両町とも犬鳴川及びその支流に開けた水田と周囲の山林を資源として形成された農村でした。宮田町は、明治 17 年に石炭採掘が開始されて以来、明治、大正、昭和のほぼ 1 世紀にわたり大規模なエネルギー供給地として発展してきました。しかしながら、昭和 30 年代からはじまったエネルギー革命の影響を受けて、炭鉱が閉山し、石炭産業の時代も終わりを迎えました。その後は、自動車産業や IC 産業等の企業立地の実現により、新たな基幹産業の時代へと入っています。一方、若宮町は、炭鉱開発などはなく、農業を基幹産業とする純農村地域として現在に至っています。また、国指定史跡の竹原古墳、脇田温泉、産直販売を行うドリームホープ若宮等を中心とした観光にも力を入れています。

(3) 人口・世帯数

新市の人口は、昭和 35 年の約 64,000 人でピークとなったあと、石炭産業の崩壊の影響を受けて昭和 50 年まで急激に人口が減少し、現在に至るまで緩やかながら減少傾向が続いており、平成 12 年の国勢調査ではピーク時の約半分となる 31,225 人となっています。

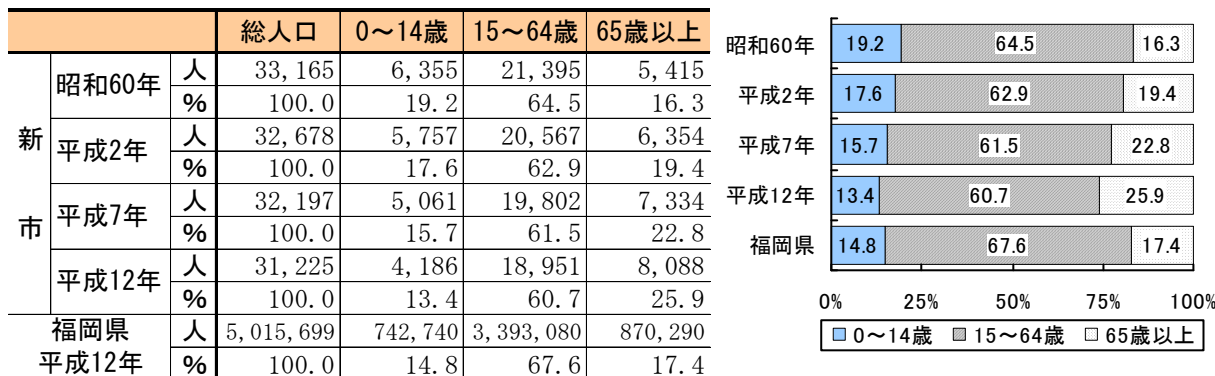
一方、世帯数は、昭和 35 年～55 年までは人口と同様に急激な減少となっていましたが、昭和 55 年以降は、核家族化の進行や高齢単身世帯の増加等の影響により増加する傾向を示しており、平成 12 年では 10,667 世帯となっています。



資料:国勢調査

また、年齢別人口は、全国的な傾向もあり、急激な少子高齢化が進行しており、平成 12 年では、0～14 歳人口が 13.4%、15～64 歳人口が 60.7%、65 歳以上人口が 25.9%となっているなど、65 歳以上人口が新市の人口の約 4 分の 1 を占める割合となっています。しかも、65 歳以上人口は福岡県全体の数値と比べると 8.5 ポイントも高い割合となっています。

年齢別人口の推移



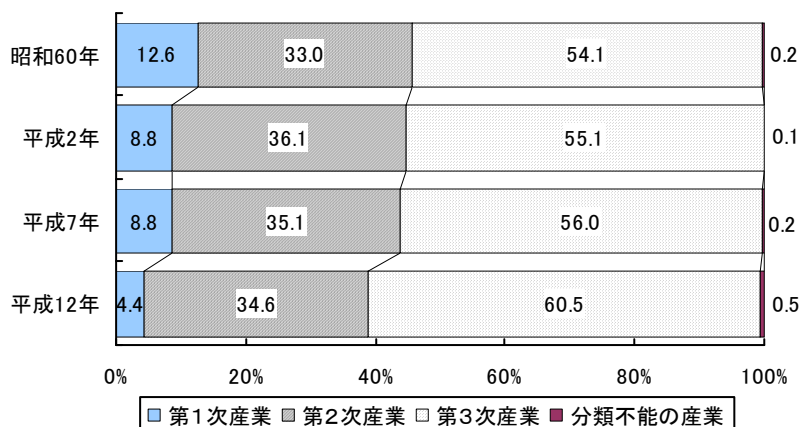
※福岡県の総人口は年齢不詳を含む

※福岡県は平成 12 年
資料:国勢調査

(4) 産業別就業人口

平成12年の産業別就業人口は、第1次産業が4.4%、第2次産業が34.6%、第3次産業が60.5%となっています。産業別就業人口の推移をみると、第1次産業と第2次産業は減少傾向にあり、とくに第1次産業は昭和60年から平成12年までの間に8.2ポイントで約700人減少しています。一方、第3次産業はサービス業などを中心に増加傾向にあります。

産業別就業人口の推移



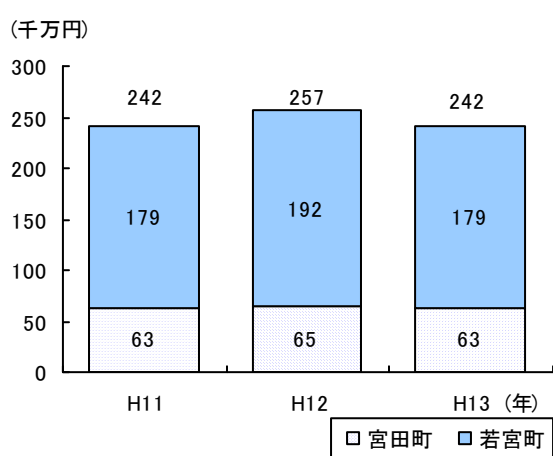
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	福岡県
就業者数	人	14,320	14,153	14,236	13,724	2,323,182
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	人	1,803	1,246	1,248	1,101	86,591
	%	12.6	8.8	8.8	4.4	3.7
第2次産業	人	4,731	5,114	4,995	4,538	566,654
	%	33.0	36.1	35.1	34.6	24.4
第3次産業	人	7,752	7,793	7,970	8,070	1,640,590
	%	54.1	55.1	56.0	60.5	70.6
分類不能の産業	人	34	19	23	15	29,347
	%	0.2	0.1	0.2	0.5	1.3

資料:国勢調査

(5) 産業の状況

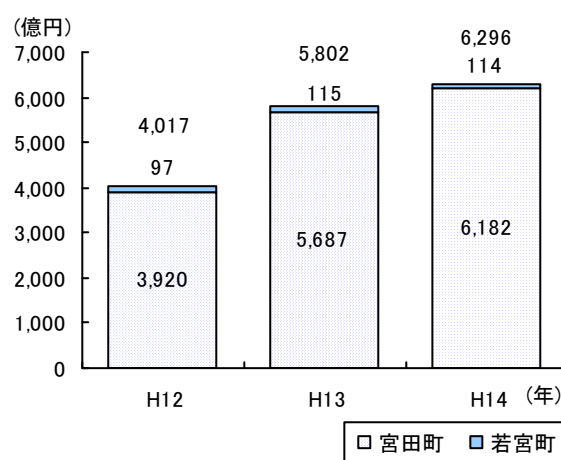
産業の状況をみると、農業（農業産出額）と観光（観光入込客）では、若宮町の方が宮田町よりも高い数値となっています。一方、工業（製造品出荷額等）と商業（商業販売額）では、宮田町の方が若宮町よりも高い数値を示しています。このように両町は、特徴的な産業構造を有しています。

農業産出額の推移



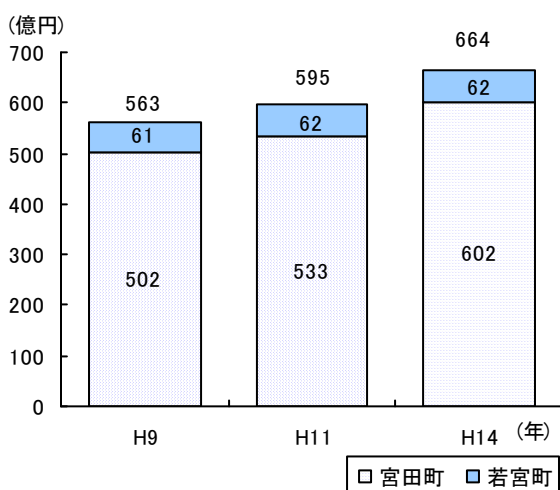
資料: 福岡県統計年鑑

製造品出荷額等の推移



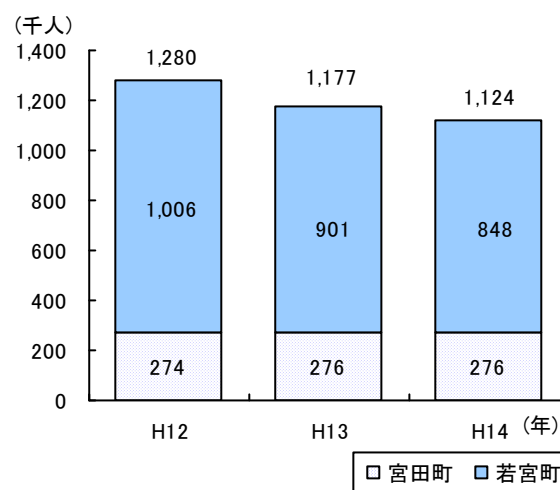
資料: 工業統計調査

商業販売額の推移



資料: 商業統計調査

観光入込客の推移



資料: 福岡県観光入込客推計調査

2. まちづくりの課題

(1) 自然環境と地域景観の保全と創出

地球規模の環境問題に対応し、循環型社会を形成するためにも、これまで以上に自然環境との共生が求められています。このため、自然資源を保全し、有効に活用するとともに、省資源・リサイクル・省エネルギーを基本とした環境に負荷をかけない社会の構築が重要です。

また、地域独自の自然や歴史、文化により形成されてきた地域景観は、地域の個性を確立し、新たな地域への愛着を醸成するものです。今後とも、河川や山などの自然や田園風景などの地域景観を保全するとともに、観光資源として活用し、創造していくことが重要です。

(2) 地域内外交流のための基盤整備

地域の一体性を高め、活性化を図るため、幹線道路の整備や地域内の生活道路の整備が重要です。また、高齢者や児童などの交通弱者が、安全で快適に移動できるよう公共交通機関の充実を図ることも重要です。さらに、福岡・北九州両政令指定都市の中間に位置し、宗像地域と飯塚地域とをつなぐ地理的条件や若宮 IC を活かしたまちづくりを実現するため、広域的な社会基盤の整備も重要です。

(3) 快適な生活環境の整備

道路や公園などの生活基盤が不足した住宅市街地、都市計画区域外での周辺環境との調和に欠けた開発がみられるなど住環境上の問題が起きています。このため、新市においては計画的な土地利用の推進と良好な住環境の整備が重要です。また、企業立地の実現により、雇用の場はできたものの、定住の促進には至っていないため、都市的生活や農村的生活など多様な生活様式に対応した良好な居住空間の確保が重要です。

(4) まちに活力を与える産業の振興

これまで自動車産業や IC 産業などの企業立地が進み、製造品出荷額が増大するなど、一定の成果がみられました。しかしながら、産業の中で特定の企業の占める割合が大きいことから、新市においては、さらなる産業基盤の確保と定住促進のための雇用増大を目指し、バランスのとれた多様な産業の集積ができるよう企業誘致等を進めることが重要です。

一方、農林業については、経営基盤の安定化や後継者の育成・確保、農地のより効率的な利用集積などを進めるための施策に取り組むことが重要です。また、地産地消や農業体験などの多様な農林業のあり方に対応した環境づくりが重要です。

また、余暇時間の拡大による多様な観光レクリエーション需要に対応し、新市が有している温泉や文化財などの地域資源、産地直売の農産物などを活かした観光の振興が重要です。

（５）健康な暮らしを支える保健・福祉の充実

本格的な少子高齢社会の中で、高齢者が健康で生きがいをもてる社会、安心して子どもを生み育てることのできる社会の形成を図るため、保健・医療・福祉サービスの充実を図ることが重要です。また、高齢者、障害者、児童などが、安全で快適な生活を営むことができるよう道路や公共施設などのバリアフリー化を図ることが重要です。

（６）心を育てる教育・文化の振興

児童減少に対応した教育施設の適正化や豊かな心を育てる総合学習の充実などに対応するため、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割を担いながら連携し、地域全体で人間性豊かな子どもを育てるような新たな教育環境の創造が必要です。また、魅力ある新市を創造していくためには、これまで培われてきた文化を保全・活用し、新たな文化を創出しながら、新市により一層の愛着と誇りを育むような環境づくりが重要です。さらに、環境問題、福祉問題などの社会環境の変化に対応でき、生きがいのある生活を営むため、生涯を通しての学習とスポーツ活動の機会や場を設けるとともに、地域で共に支え合い、お互いに尊重できるような人づくりを進めていくことが重要です。

（７）協働のまちづくりと地域コミュニティの確立

地方分権や行政ニーズの多様化に対応し、より住みよいまちの形成を図るため、市民、ボランティア団体や企業など多様な主体の参画による協働のまちづくりを推進することが重要です。また、少子高齢化による相互扶助の必要性が高まることや合併による行政区域の拡大などに対応するため、住民に身近な地域コミュニティの確立を図り、地域が主体的にまちづくりに取り組むとともに、地域と行政がそれぞれの役割を担い、連携しながらまちづくりを行っていくことが重要です。

（８）行財政改革の実現

地域が自立し、自己決定・自己責任のもと、多様化、高度化する住民ニーズに対応した健全な行財政運営を行うため、職員一人ひとりの行政能力の向上と専門職員の配置などの行政組織の整備及び、限られた財源を有効かつ効率的に投資していくような財政運営の確立が重要です。

Ⅲ. まちづくりの基本方針

1. まちづくりの基本理念

これまで宮田町では、石炭産業の衰退後、雇用の確保とまちの活性化を図るため、企業誘致に努め、自動車産業やIC産業などの企業が立地し、工業を中心としたまちづくりに取り組んできました。一方、若宮町では、農業を基幹産業としながら、近年の余暇時間の増大や自然指向、健康指向などに対応し、豊かな自然資源を背景とした脇田温泉や産地直売などの観光産業にも力を入れ、農業と観光を中心としたまちづくりを進めてきました。そのため、新たなまちづくりでは、これまで両町が進めてきたまちづくりを継承し、まちに活力を与える商工業、人間の生存基盤を支える農業、多くの人々がふれあえる観光が共存するバランスのとれたまちづくりを進めるとともに、新市の誕生を契機とした新たな時代に対応したまちづくりに取り組むことが重要です。

そこで、新市でのまちづくりは、地方分権社会の中で、これまでの画一的な都市像から新市独自の個性を活かした魅力あふれる都市像を掲げ、自主自立した自治体の形成を目指し、市民だけでなく立地企業も新市に愛着と誇りを抱くような新たなふるさと環境の創造を目指すことを基本理念とします。

2. まちの将来像

宮田町・若宮町の総合計画において掲げられた将来像を継承しつつ、「自主自立した自治体の形成」と「新たなふるさと環境の創造」を目指し、新市の将来像を次の通り定めます。

ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと

—市民・企業・行政が協働で創る自立都市を目指して—

新市の将来像である「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」の実現を目指すため、まちづくりの基本目標を以下の通り掲げます。

多様な産業の集積による自立したまち

新市の特性である福岡・北九州両政令指定都市の中間に位置する地理的条件と若宮 IC を活かしたさらなる企業誘致を推進することで、財政基盤の強化と雇用機会の拡大を図り、財政的に自立した自治体の実現を目指します。また、快適な住環境の確保に努め、企業誘致を活かして定住人口の増加を図ります。

農業・観光による人と自然がふれあうまち

新市が有する豊かで魅力的な自然資源や観光資源などを活かした農業・観光産業の充実を図り、安全で安心できる食環境の創出と交流人口の増加を促し、人と自然がふれあう活気に満ちたまちづくりを進めていきます。

人が健やかに育つ、心安らぐまち

少子高齢社会の中で、希望が持てる子育て環境と教育環境を創出し、福祉の充実を図るとともに、これまで培われてきた歴史・文化を継承し、心安らぐ新たなふるさとの実現、住み続けたいなるまちづくりを目指します。

市民一人ひとりの思いが集うまち

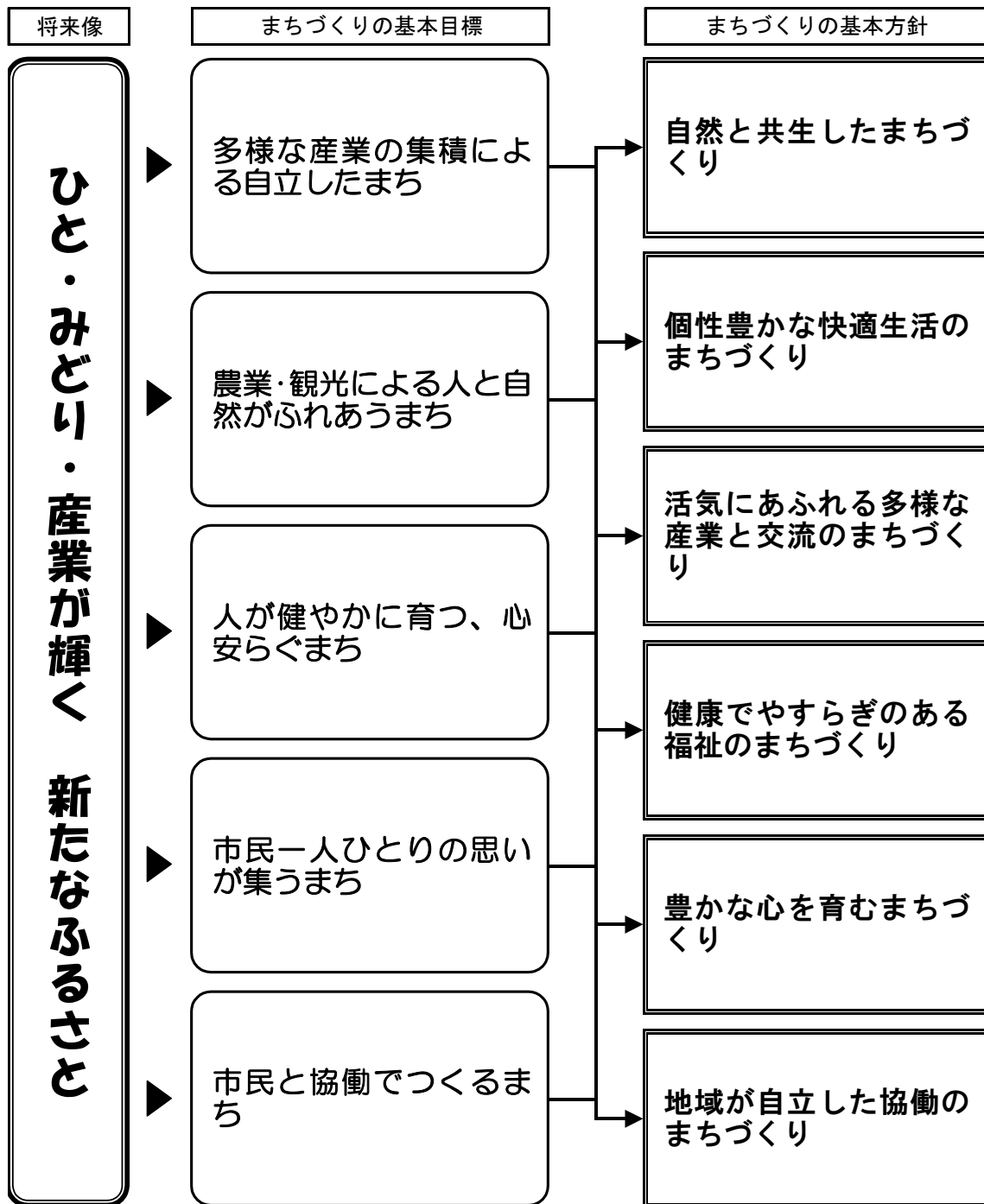
市民にとって、新市が将来の夢や希望を実現でき、一生涯住み続けるまちとなるよう、市民一人ひとりが主体的かつ積極的にまちづくりに取り組み、愛着と誇りが持てる個性豊かな生活環境の創造を目指します。

市民と協働でつくるまち

地方分権社会の中で、市民、ボランティア団体、企業、行政などの多様な主体が、ふれあいを深め、お互いに尊重し助け合い、様々な問題を克服しながら、自己決定・自己責任のもと、協働によるまちづくりを目指します。

3. まちづくりの基本方針

新市の将来像である「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」の実現を目指し、まちづくりの基本目標を達成するため、6つの基本方針に添ったまちづくりを推進します。



（１）自然と共生したまちづくり

美しい山林や河川などによる豊かな自然の恵みを持続的に享受し、次世代に継承できるよう、人やまちが自然と共生したまちづくりの実現を目指します。

このため、安心できる良質な飲料水を供給する上水道、快適な生活を生み出す下水道の整備、日常生活や産業活動から発生する身近な公害の未然防止、及び循環型社会を目指しゴミの減量化・再資源化に努めます。また、人々に安らぎを与える田園風景などの地域景観の保全と創出に努めます。さらに、治山、治水、砂防事業を積極的に推進します。

（２）個性豊かな快適生活のまちづくり

良好な自然環境と快適な生活環境が共生した個性ある空間の創造を計画的に図るとともに、多様で魅力的な生活を営むことができるよう、個性豊かな快適生活のまちづくりの実現を目指します。

このため、自然に配慮した秩序ある開発、地域の個性を生かした市街地や良好な住宅地の整備、遊休地化した炭鉱跡地の有効活用など調和のとれた土地利用の推進に努めます。また、定住を促す良質な住宅・宅地、生活に潤いを与える公園・緑地、人や物の交流・流通を促す道路・交通網などの生活産業基盤の整備を推進します。さらに、市民の生命と財産を守り、安心した生活を営むことができる防災・防犯体制の強化、及び交通安全対策の充実に努めます。

（３）活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくり

豊かな自然や地理的条件などの地域の特性を生かした多様な産業の集積、安定した産業の持続的な発展、さらに地域内外の交流の促進を図るなど、活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくりの実現を目指します。

自然環境の保全機能を有し、豊かな自然景観を支える農林業については、生産基盤の整備と担い手の育成・確保などの経営基盤の充実に努めるとともに、高付加価値農業の推進による農業の振興に努めます。地域の活力を高める商業や工業についても、経営基盤の充実、情報化や地域のニーズなどに対応した産業の育成などに努めます。また、多様な産業の集積を目指して企業誘致等を進めます。さらに、恵まれた自然資源や温泉・歴史などを活かした観光交流機能の整備に努めます。

(4) 健康でやすらぎのある福祉のまちづくり

少子高齢社会の中で、誰もが健やかで安心できる暮らしができるよう、保健・医療・福祉の連携を図り、地域で支え合いながら、健康でやすらぎのある福祉のまちづくりの実現を目指します。

子どもを安心して生み育てる環境をつくるため、児童福祉、ひとり親家庭福祉の充実を図るとともに、高齢者や障害者が生きがいを持ち、自立した生活が確保できるよう、高齢者福祉、障害者福祉の充実をめめます。また、すべての市民が健やかで安心できる社会生活を営むために、医療の充実と健康づくりの推進に努めます。

(5) 豊かな心を育むまちづくり

次世代を担い、地域を担う人材を育成するとともに、生涯を通じて自己を高め、充実した人生が送れるような環境の創造に努めるとともに、豊かな心を育むまちづくりの実現を目指します。

生涯にわたって教育、スポーツ、文化活動などに取り組むことができるよう学習環境の充実をめめます。また、個性豊かで、創造性に富む人材を育成するため、学校教育や青少年の健全育成の充実を図り、家庭、学校、地域が一体となって教育環境の向上に努めます。さらに、地域の芸術や歴史・文化を保護・育成・継承し、地域への愛着と誇りが持てるまちづくりに努めます。

(6) 地域が自立した協働のまちづくり

市民、地域コミュニティ、ボランティア団体、企業などの多様な主体の参加によるまちづくりを図るとともに、市民が自ら考え、行動する基盤となる地域コミュニティの確立を図るため、地域が自立した協働のまちづくりの実現を目指します。

行政は、積極的にまちづくりへの参加を促すため、広く情報を公開できる環境の整備を行い、各主体が情報を共有できるように努めます。また、地域コミュニティの確立を目指し、コミュニティの形成、ボランティア活動の推進に努めます。さらには、人権を尊重し、お互いに支えあいながら共に生きることができる人権社会の構築、女性と男性が社会のあらゆる分野でともに参画する男女共同参画社会の実現、及び地方分権や多様な行政ニーズに対応した効率的で効果的な行財政運営を推進します。

4. 土地利用の方向

(1) 土地利用の基本方針

新市の将来像である「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」を実現するため、豊かな自然環境を保持しながら、限りある土地の有効かつ適正な利用を目指します。また、地域の特性を活かした新市の土地利用を「ゾーン」と「拠点」による構造として明確にするとともに、ゾーンを強化し、拠点を有機的につなぐ道路のネットワーク、並びに水と緑のネットワークを位置付けます。

(2) 都市計画

①都市計画区域内

■用途地域指定区域

宮田町の中心市街地を対象として用途地域の指定を検討しています。用途地域の指定区域では、用途に沿った適正な土地利用の推進を図るとともに、都市的機能が充実した快適な生活環境の創造を推進します。

■用途地域指定区域外

用途地域指定区域外では、自然環境の保全を基本とし、開発に際しては自然環境や周辺の景観に調和した開発を誘導します。

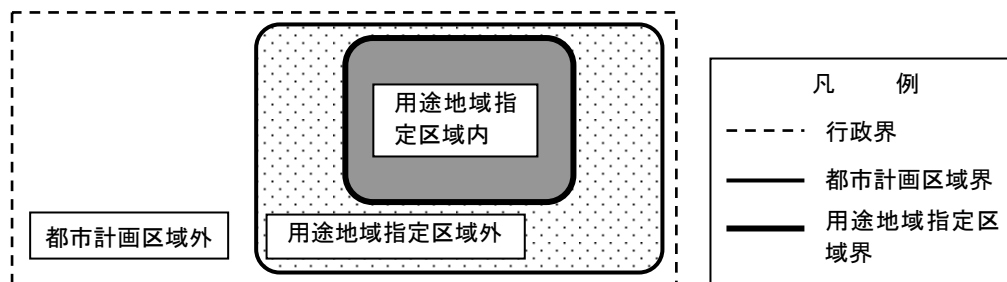
②都市計画区域外

若宮町は都市計画区域に指定されていませんが、自然に配慮した秩序ある開発を誘導し、災害時の対策や生活環境の保全を図るため、新市での一体的な都市計画等について検討します。

用語解説

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法や関連する法令の適用がなされる区域です。

用途地域とは、都市計画区域において、住宅と工場などのように性格や機能上相互に悪影響を及ぼすおそれのある施設が同一の地域に存在することを避けるため、地域に最もふさわしい建築物の用途を誘導し、あわせて建築物の形態に制限を加えることにより、無秩序な混在による環境の悪化を防止し、生活環境の向上と商工業の利便の増進を図るための地域の区分です。



(3) まちのゾーニング (P.17 参照)

①自然環境保全ゾーン

太宰府県立自然公園を中心とした山々の自然環境の保全に努めます。

②田園集落ゾーン

優良農地、田園風景の保全・活用を図り、農村集落の快適な生活環境の確保に努めます。

③住宅市街地ゾーン

生活基盤整備を進め、良好な住環境を創出するとともに、炭鉱跡地等の有効活用による環境と調和した住宅・宅地の供給促進に努めます。

④工業・流通活性化ゾーン

既存の工業の活性化を図るとともに、若宮 IC を核として工業・流通施設の誘致の促進に努めます。

⑤沿道市街地ゾーン

県道福岡直方線沿線では、まちの活性化を図る郊外型の商業施設などの適正な導入に努めます。

(4) まちの拠点

①中心拠点

新市の中心拠点として、防災拠点となる新市庁舎や生涯学習施設など公共機能、文化機能が集積する多様で高度な都市機能の集積を図ります。

②地区拠点

新市の地区拠点として、若宮町役場を中心とした、全市的に活用できる住民協働の拠点としての整備を図ります。

③農業観光交流拠点

ドリームホープ若宮、脇田温泉、西鞍の丘総合運動公園、スコーレ若宮を中心とした農業・観光・健康のふれあい交流拠点として、環境に配慮しながら計画的に整備します。

④都市産業拠点

若宮 IC 周辺と工業団地を拠点として多様な企業誘致の促進、並びに新たな産業基盤の確保に努めます。

⑤自然交流拠点

自然体験活動のできる力丸ダム、いこいの里“千石”、犬鳴ダムと親水公園である犬鳴川河川公園、楽水の径を自然観光拠点として整備促進に努めます。

(5) 道路ネットワーク

広域幹線道路では、福岡・北九州両政令指定都市へのアクセス向上をはじめとして、地域内外の交流促進を図るため、東西軸の強化、南北軸の強化及び新市内の幹線道路の整備促進を関係機関に働きかけていくとともに、若宮 IC から中心市街地へのアクセス向上に努めます。

(6) 水と緑のネットワーク

拠点間をつなぐ河川を活かした遊歩道、水辺公園などの親水空間の整備を進め、新市の個性となる水と緑のネットワークの形成に努めます。

(7) 土地利用構想図



5. まちの主要指標の見通し

(1) 人口

国立社会保障人口問題研究所の「小地域簡易将来人口推計システム」をもとに、平成12年を基準とした新市の人口を推計すると、概ね10年後の平成27年の推計人口は、少子高齢化などの影響により3万人を切る27,300人と推計され、その後も引き続き減少し、平成42年には22,207人となると予測されています。

平成27年の推計人口を年齢別にみると、0～15歳未満人口が3,369人、15～65歳未満人口が15,322人、65歳以上人口が8,609人となり、高齢化率が3割に達すると予測されています。

(2) 世帯数

新市の世帯数は、推計人口と国勢調査を基に推計をすると、平成27年では10,541世帯で平成12年より126世帯減少しています。平成27年の世帯当りの人員は、2.59人/世帯となっています。

(3) 就業人口

新市の就業人口は、推計人口と国勢調査を基に推計をすると、平成27年では、平成12年のより約1,900人少ない11,805人と推計されます。また、平成27年の産業別就業人口をみても、すべての産業で減少しており、第1次産業は772人、第2次産業は3,589人、第3次産業は7,444人と予測されます。

人口・世帯及び就業人口の推計

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	
人口	31,225	30,069	28,749	27,300	25,696	23,978	22,207	
世帯数	10,667	10,625	10,608	10,541	10,361	10,160	9,914	
世帯当り人員	2.93	2.83	2.71	2.59	2.48	2.36	2.24	
0～15歳未満人口	人	4,186	3,697	3,504	3,369	3,055	2,629	2,234
	%	13.4	12.3	12.2	12.3	11.9	11.0	10.1
15～65歳未満人口	人	18,951	18,083	17,028	15,322	13,834	12,836	12,011
	%	60.7	60.1	59.2	56.1	53.8	53.5	54.1
65歳以上人口	人	8,088	8,289	8,217	8,609	8,807	8,513	7,962
	%	25.9	27.6	28.6	31.5	34.3	35.5	35.9
就業人口	人	13,724	13,224	12,566	11,805	10,939	10,001	9,027
	%	44.0	44.0	43.7	43.2	42.6	41.7	40.7
第1次産業	人	1,101	961	863	772	687	605	528
	%	8.0	7.3	6.9	6.5	6.3	6.1	5.9
第2次産業	人	4,538	4,353	3,986	3,589	3,169	2,746	2,335
	%	33.1	32.9	31.7	30.4	29.0	27.5	25.9
第3次産業	人	8,070	7,909	7,717	7,444	7,083	6,650	6,164
	%	58.8	59.8	61.4	63.1	64.8	66.5	68.3
分類不能の産業	人	15						
	%	0.1						

資料：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所
 世帯の推計：世帯当り人員の関数回帰による推計から求めた
 就業人口の推計：関数回帰による推計

(4) 目標人口

推計人口では、人口の減少が予測されています。しかしながら、新市では、産業の振興、道路・交通網の整備、情報通信網の整備などに取り組むとともに、良質な住宅・宅地の供給による定住環境の整備を図り、立地企業の就業者などの新市への居住を積極的に誘導し、定住人口の増加を目指します。また、市制施行によりイメージアップが図られることなどから、平成 27 年の目標人口を 32,000 人とします。

IV. まちづくり実現のための主要施策

将来像である「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」を実現するため、6つのまちづくりの基本方針に添った主要施策を設定します。

将来像	まちづくりの基本方針	まちづくり実現のための主要施策
ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと	▶ 自然と共生したまちづくり	自然環境の保全と景観整備の推進
		廃棄物処理とリサイクル対策の推進
		水利用と水道の整備
		下水道等の整備
		治山・治水・砂防対策の充実
	▶ 個性豊かな快適生活のまちづくり	調和のとれた土地利用の推進
		住宅・市街地の整備
		道路・交通網の整備
		公園・緑地の整備
		消防・防災・防犯・交通安全の充実 火葬場の整備
	▶ 活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくり	農林業の振興
		工業の振興
		商業の振興
		観光の振興
	▶ 健康でやすらぎのある福祉のまちづくり	社会福祉の充実
		児童福祉の充実
		高齢者福祉の充実
		障害者福祉の充実
		健康づくりの推進 医療の充実
	▶ 豊かな心を育むまちづくり	幼児教育の充実
		学校教育の充実
		生涯学習の推進
		スポーツの推進
		青少年の健全育成
芸術文化活動の充実		
文化財の保護・継承		
▶ 地域が自立した協働のまちづくり	市民参加の推進	
	コミュニティの形成	
	地域情報化の推進	
	人権尊重社会の構築	
	ふれあい交流活動の充実	
	健全な行財政運営の推進	

1. 自然と共生したまちづくり

(1) 自然環境の保全と景観整備の推進

環境破壊や公害の未然防止を図るため、市民、企業が参画し、新市の魅力ある自然環境を保全するための指針づくりを検討するとともに、ゴミの不法投棄などに対する監視体制の強化に努めます。また、市民や企業の環境保全や公害防止への意識の高揚を図るため、広報活動やイベント活動などを推進します。とくに、新市の中心を流れる犬鳴川などの河川美化、水質浄化などに積極的に取り組みます。さらに、新市の個性を演出する景観整備の指針づくりを検討するとともに、花とみどりにあふれた景観づくりに努めます。

(2) 廃棄物処理とリサイクル対策の推進

ゴミ処理については、広域的な連携のもと、市民がゴミの減量化や再資源化に取り組むよう広報・啓発活動の充実に努めます。

(3) 水利用と水道の整備

水利用については、水源・水質の保全・確保、水の安定的供給に努めるとともに、これまで両町の水道事業は、宮田町が上水道、若宮町が簡易水道の整備を進めてきましたが、新市の視点から上水道事業への統一を図り、安心して飲める水の供給・確保に取り組みます。

(4) 下水道等の整備

下水道の整備については、快適な生活環境の確保と河川などの水質保全を図るため、福岡県と関連市町の連携のもと進められている流域下水道の整備の促進及び公共下水道の早期整備に努めます。また、下水道区域以外では、地域の実情に合わせた両町の汚水処理施設整備構想に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進し、総合的な汚水処理対策を確立します。

(5) 治山・治水・砂防対策の充実

自然と共生した生活環境を確保するため、洪水や自然災害の未然防止を基本とし、地滑り防止事業、治山ダムの設置、危険箇所の整備、河川・水路などの改修などを計画的に推進します。また、森林組合と連携しながら、緑のダムとなる保安林の育成に努めます。

主要事業

施策名	主要事業の概要
自然環境の保全と 景観整備の推進	環境保全施策の総合的・計画的推進 公害監視体制の強化 環境保全意識の高揚 景観づくりの推進
廃棄物処理とリサイクル 対策の推進	ゴミの適正処理の推進 ゴミの減量化・再資源化の推進
水利用と水道の整備	水源・水質の保全・確保 上水道施設の充実 水道事業経営の健全化
下水道等の整備	公共下水道事業の推進 総合的な汚水処理対策の確立
治山・治水・砂防 対策の充実	治山事業の推進 河川改修・治水事業の推進

2. 個性豊かな快適生活のまちづくり

(1) 調和のとれた土地利用の推進

豊かな自然資源や農地などを保全・活用しながら、快適な都市環境の整備、炭鉱跡地や未利用地等の土地の有効利用を図るため、自然との共生を基本とした土地利用の計画、都市計画区域の設定の見直しなどについて検討するとともに、災害時の対策や生活環境の保全を図るため、新市全域での基本図面作成に向けた調査研究を行います。また、用途に見合った建築、環境に調和した開発の誘導に努め、地域性を生かした適正な土地利用を推進します。さらに、公共用地の確保、土地の所有・境界の確認を行い、まちづくりを計画的に推進するために引き続き国土調査を実施します。

(2) 住宅・市街地の整備

市街地内に位置する炭鉱跡地や未利用地を住宅・宅地などとして土地利用の転換促進に取り組みとともに、新市の中央を流れる犬鳴川を活かしたみどりあふれる環境共生型市街地の形成に努めます。また、積極的な定住者の誘導を目指し、良質な住宅・宅地の供給促進、定住のための各種支援策などについて検討します。さらに、市営住宅については、適正な維持管理に努めるとともに再編整備を検討します。

市役所本庁舎については、築55年を経過し、建物が老朽化しており、耐震基準を充足しておらず、また市民の利便性にも問題があることから、宮若市の防災拠点機能を有する中核的な施設として新市庁舎の整備を推進します。

(3) 道路・交通網の整備

市民の利便性の向上と交流人口の増大を目指し、地域の拠点をつなぐ生活道路、若宮ICと地域の中心をつなぐ幹線道路、大都市圏とつなぐ広域的な道路など、県道を中心とした幹線道路の整備促進に努めます。また、安全で利便性の高い住環境を確保するため、住宅地内の生活道路の整備、高齢者や障害者が安全に移動できる道路の整備などに努めます。さらに、高齢者や子どもなどの交通手段を確保するため、バス路線の確保に努めるとともに、市民が安心して移動できる公共交通のあり方について検討します。

(4) 公園・緑地の整備

新市にうるおいと魅力を与える、いこいの里“千石”、犬鳴川河川公園、2000年公園、西鞍の丘総合運動公園などの大規模な公園の利用促進を図るとともに、適切な維持管理や施設の充実に努めます。また、市民が憩う場となる身近な公園・緑地の適正な配置、及び地域の自然・歴史資源を活用した公園・緑地の整備を推進するとともに、荒地や未利用地の緑化、公共施設の植栽などの緑化活動を促進します。さらに、公園が身近に感じられ、利用できる場となるよう、市民や団体による維持管理体制を促進します。

(5) 消防・防災・防犯・交通安全の充実

消防・防災・防犯・交通安全の充実を図るため、啓発・教育・相談活動、関係団体との連携・協力、施設・設備の充実、及び地域が一体となって取り組む体制づくりの推進に努めます。

(6) 火葬場の整備

火葬場の整備については、新市の規模に応じた適正な整備促進に努めます。

主要事業

施策名	主要事業の概要
調和のとれた土地利用の推進	土地利用計画の策定 都市計画区域の見直しの調査・研究 国土調査の実施 公共用地確定作業の推進 基本図面作成
住宅・市街地の整備	炭鉱跡地等を含めた環境共生型市街地の形成 良質な住宅・宅地の供給促進 定住促進のための支援制度の調査・研究 住宅基本計画の策定 市営住宅の維持管理及び再編整備 防災拠点となる新市庁舎の整備
道路・交通網の整備	幹線道路網の整備促進 生活道路整備 生活交通手段の確保
公園・緑地の整備	河川の親水整備 身近な公園・緑地の整備 緑化の推進 緑地の保全と森林空間の総合的利用 維持管理体制の充実
消防・防災・防犯・交通安全の充実	地域防災計画の策定 防犯体制の整備 施設・設備の充実 耐震改修促進計画の策定
火葬場の整備	火葬場の建設

3. 活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくり

(1) 農林業の振興

高齢化や後継者問題が進む中で、地域の優良農地を守り、生産性の高い農業経営を実現させるため、ほ場整備や農業施設の改善、ため池の整備など生産基盤の整備を図るとともに、認定農業者や担い手農家への農地の集積を図り、中山間地域を含む新市の地域営農組織の核づくりに努めます。また、稲作、園芸、畜産では安全、高品質な農畜産物を生産するなど、新市をアピールできる特産品の開発、良食味米（ブランド化）の一層の拡大、学校給食への地元農産品の供給等、地産地消の推進に努めます。

さらには、後継者の育成やI J Uターンによる新規就農者など、意欲ある農家を支援する体制づくりを推進します。

林業については、新市の6割の面積を占める森林の持つ自然環境を保全する多面的機能を認識し、維持していくため、森林の保全を推進するとともに、林業の生産基盤の整備、経営基盤の強化などに努めます。

さらに、都市住民との交流活動を通じた農業農村の活性化を図るため、農林産物直売所・農畜産物加工施設のさらなる運営の強化・充実を図るとともに、農業観光振興センターの整備、観光農園・観光竹林等の整備、農業体験事業の充実など農業と観光が一体となったまちづくりに努めます。

(2) 工業の振興

新市の経済活動の活性化と就業機会の拡大を図るとともに、多様な産業の集積を目指すため、地場企業の大半を占める中小企業の育成、企業と地域社会の交流を図ります。また、新市の地理的条件を活かした企業誘致の推進を図るため、新たな工業立地基盤の整備、立地企業と連携した住宅・宅地の供給などを検討します。とくに、宮田団地（若宮地区）への企業誘致については、関係機関と連携しながら推進します。さらに、立地企業と連携し、地球環境時代や情報化の時代に対応した新産業の創出について検討します。

(3) 商業の振興

まちのにぎわいを演出する魅力ある商業環境を創出するため、地域のニーズに対応した商業の振興について検討します。また、商工会議所等の関係機関と連携しながら、経営者の意識向上、経営の近代化促進を図るとともに、地域活性化と地元購買につながるようなイベントの開催など、まちづくりと一体となった商業活動の促進に努めます。

用語解説

I J Uターンとは、「Iターン」、「Jターン」、「Uターン」をまとめた言い方です。「Uターン」とは、地方に住んでいた人で、就職等により都市に出た人が、再び出身地に戻って住む現象です。また、出身地に戻らず、別の地方に住む現象が「Jターン」です。一方、「Iターン」とは、都市出身者が地方に移住する現象です。

(4) 観光の振興

魅力ある多様な観光資源と福岡・北九州両政令指定都市との中間に位置する近接性という条件を生かした観光の振興と近隣都市からの交流人口の増大を図るため、脇田温泉、ドリームホープ若宮などを中心とした農業観光拠点施設の点から線・線から面への確立を図るとともに、竹原古墳をはじめとした観光資源の整備、それらの観光資源をつなぐ観光ルートの確立に努めます。また、豊かな自然や農業を生かし、観光農園の推進、ダム周辺や清流を活かした遊歩道などの整備充実に努めるとともに、それぞれの施設に誘導するサイン等についても新たに整備していきます。

主要事業

施策名	主要事業の概要
農林業の振興	農林業の生産基盤の整備 農林業の経営基盤の強化 農林業担い手の育成・確保 特産品の開発 地産地消の推進 農業観光振興センターの整備
工業の振興	中小企業の育成 企業と地域社会との交流事業の推進 宮田団地（若宮地区）への企業誘致の推進 工業立地基盤整備の調査・研究 新産業の創出の調査・研究
商業の振興	経営基盤の強化 商業イベント等の実施
観光の振興	観光資源の整備 広報活動の推進 観光ルートの確立 観光資源の施設充実 観光農園の推進 各種イベント事業の推進 サイン設置事業

4. 健康でやすらぎのある福祉のまちづくり

(1) 社会福祉の充実

すべての市民が共に支え合いながら、安心して暮らすことができるよう、市民、福祉活動団体、行政が協働して地域の福祉に取り組む社会の実現を目指すとともに、市制施行により福祉事務所を組織し、総合的な福祉事務事業の実施と相談援助業務の実施に努めます。また、福祉意識の醸成、福祉の人材の育成・確保、ボランティア活動の支援に努めるとともに、社会福祉協議会、民生児童委員、シルバー人材センターなどの活動を支援します。さらに、低所得者福祉の推進、公共施設等の各種施設のバリアフリー化に努めます。

(2) 児童福祉の充実

地域における子育て支援サービスを充実させるため、子育てに関する相談、情報提供体制を整え、すべての子育て家庭への支援の充実を図るとともに、保育所の保育サービスの充実、学童保育所の活動支援、児童福祉施設の整備に努めます。

また、ひとり親家庭が自立し安心できる生活が送れるよう相談事業や援護施策の活用等を進めます。

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉対策の基本となる総合的な施策を検討するとともに、老人福祉施設等の整備促進、介護保険給付サービス提供の推進、地域ケア体制の構築などを図ります。また、高齢者が安心して、元気に生きがいをもって暮らすことができるよう、健康づくりや生きがいづくりなどの対策を促進します。

(4) 障害者福祉の充実

障害者が自立できる社会を形成するため、障害者への理解を深める啓発活動や福祉教育の推進、障害者福祉施設等の整備、保健医療福祉サービスの充実、社会的自立の支援、及び社会参加の促進に努めます。

(5) 健康づくりの推進

市民一人ひとりの自主的・主体的な健康づくりを支援し、市民が生涯にわたる健康の維持・増進を図ることができるよう、保健センターパレットの機能充実を図ります。また、健康づくり意識の啓発、健康づくりの支援体制の推進、予防事業などの各種保健事業の充実、及び保健施設等の整備促進に努めます。

(6) 医療の充実

関係機関と連携を図り、子どもからお年寄りまで安心して治療が受けられる医療サービスの充実、時間外や休日などの救急医療サービスの充実に努めるとともに、国民健康保険の安定的な運営の確保に努めます。

主要事業

施策名	主要事業の概要
社会福祉の充実	学校における福祉教育の充実 福祉の人材・団体の育成・確保 低所得者福祉の推進 公共施設等のバリアフリー化の推進
児童福祉の充実	次世代育成支援行動計画の推進 子育てに関する啓発活動の推進 子育て支援センターの確立 児童福祉施設の整備 保育機能の充実 子育てに関する相談・情報提供体制の充実 ひとり親家庭への支援の充実
高齢者福祉の充実	老人福祉施設等の整備促進 介護保険給付サービス提供の推進 地域ケア体制の構築 健康づくりや生きがいづくり対策の促進
障害者福祉の充実	障害者への理解を深める広報・啓発活動、福祉教育の推進 保健・医療・福祉サービスの充実 社会的自立の支援 社会参加の促進 障害者福祉施設等の整備促進
健康づくりの推進	保健センターパレットの機能充実 健康づくり意識の啓発 健康づくり支援体制の推進 各種保健事業の充実 保健施設等の整備促進
医療の充実	医療サービスの充実 救急医療サービスの充実 国民健康保険の安定的な運営

5. 豊かな心を育むまちづくり

(1) 幼児教育の充実

幼児教育は、人間形成の基礎を育むもっとも大切な教育であることから、幼児教育と義務教育の一貫した教育システムの確立を目指します。また、地域ぐるみでの幼児教育の充実を図るとともに、相談窓口などの機能充実、施設の統合に対応した計画的な施設整備に努めます。

(2) 学校教育の充実

児童・生徒が個性を伸ばす教育、自ら考える力を養う学習を目指し、児童・生徒の発達段階や学校や地域の特性に応じた魅力ある教育内容の充実に努めるとともに、教育効果の得やすい学校規模の適正化を考慮した教育施設の整備と適正配置、学校・家庭・地域の連携強化などについて検討します。

(3) 生涯学習の推進

子どもから高齢者まであらゆる世代が、生きがいをもち、自己実現を目指して自由に学ぶことができる環境をつくるため、市民と行政が一体となった生涯学習推進体制の確立を目指します。また、図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設を整備するとともに、既存の公民館など身近な施設のネットワーク体制の確立、指導者の育成などに取り組みます。

(4) スポーツの推進

余暇時間の増大、少子高齢化の進行などに伴い、健康の維持・増進、体力の向上、心身のリフレッシュを図る目的として、スポーツに対する関心が高まっていることから、スポーツ活動への参加促進、情報提供を図るとともに、企業、大学の合宿等の多様なニーズに対応した新たな総合運動公園の整備、及び既存のスポーツ施設の利用促進を図るため、新たな体育施設の整備充実について調査検討します。

(5) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域・団体が一体となって健全な子どもを育てる社会環境づくりに努めます。また、ボランティア活動、自然体験学習、文化活動などに積極的に参加できる青少年健全育成活動の推進やそれを支える環境づくりに努めます。

(6) 芸術文化活動の充実

芸術文化活動については、地域のニーズを踏まえた各種事業を行い、音楽、演劇、伝統芸能などの多様な芸術文化活動に接する機会の拡充を図ります。また、活動施設の充実、活動団体への育成・支援、伝統芸能の伝承に努めます。

(7) 文化財の保護・継承

新市には長い歴史の中で培われた有形・無形文化財、史跡等、貴重な文化財が多く残っています。これら文化財について適正な調査を行い、保存に向けての取り組みを行います。さらに、文化財を教育や観光資源として活用するため、公開できる体制づくり、文化財周辺の整備、広報活動に努めます。新市は、古代からの文化財だけでなく、石炭産業に伴う近代化遺産が多く残っています。既存の石炭記念館を充実させるとともに、総合的な新市の歴史や民俗・自然資料などの収集・保存・展示・学習の場となる歴史民俗資料館の整備について検討します。

主要事業

施策名	主要事業の概要
幼児教育の充実	幼児教育と義務教育の一貫した教育システムの確立 学校・家庭・地域の連携強化 相談窓口などの教育施設の機能充実 施設の統合に対応した計画的な施設整備
学校教育の充実	教育内容の充実 教育施設の整備と適正配置 学校・家庭・地域の連携強化
生涯学習の推進	生涯学習推進体制の確立 図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設整備 公民館などのネットワークの確立 指導者の育成
スポーツの推進	スポーツ活動への参加促進 スポーツ活動の情報提供 多様なニーズに対応した総合運動公園の整備の調査・研究 既存のスポーツ施設の整備充実の調査・研究
青少年の健全育成	青少年健全育成活動の推進 社会参加活動の推進 啓発広報活動の推進 環境浄化の徹底 施設の充実
芸術文化活動の充実	芸術文化活動の推進 活動施設の充実 活動団体の育成・支援 伝統芸能の継承
文化財の保護・継承	文化財の保護 文化財の周辺整備 公開体制・広報活動の推進 石炭記念館の整備充実 歴史・文化の拠点となる資料館の整備の調査・研究

6. 地域が自立した協働のまちづくり

(1) 市民参加の推進

市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民のまちづくりへの参加意識の高揚、情報公開制度の活用促進、広報誌やホームページによる情報提供の充実に努めます。また、多様な主体の参画による協働のまちづくりを進めるための基本計画の策定、新たな市民参加の仕組みづくりなどについて検討するとともに、広く市民の意見を取り入れるため、広聴活動の充実、各種委員会・審議会等の充実に努めます。さらに、健康・福祉分野、都市計画分野、教育分野などの各分野でのボランティア活動を促進するため、ボランティア団体・まちづくりリーダーの育成・支援、ボランティア団体間のネットワークの確立に努めます。

(2) コミュニティの形成

市民の活動・交流を推進するため地域の自治組織の育成を図ります。このため、市民、民間団体、企業などが一体となって、総合的、広域的にコミュニティづくりを進めていく体制の整備を図るとともに、コミュニティ施設の整備充実に努めます。また、市民の地域自治意識の高揚を図り、地域づくり活動への参加を促進し、自主的・主体的な地域づくり活動が展開できる体制づくりへの支援・育成に取り組みます。

(3) 地域情報化の推進

地域の社会経済の活性化と市民サービスの向上と行政事務事業の効率化を推進するため、情報通信基盤の整備、及び電子自治体の体制整備に努めます。また、地域情報化の推進を図るための基本となる計画の策定を行うとともに、情報化に対応できる人材の育成に努めます。

(4) 人権尊重社会の構築

すべての人の基本的な人権が尊重され、性別・国籍・世代、障害の有無にかかわらず、共に生きることができる社会を構築するため、同和問題をはじめとした人権問題の解決を目指し、人権教育の推進、啓発活動の推進、人権相談の充実等に努めます。

また、男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を策定するとともに、男女が互いを理解し、尊重する意識を高める啓発・学習活動の推進、審議会等への女性の積極的登用、女性の社会参画の促進に努めます。

(5) ふれあい交流活動の充実

多様な地域間交流や国際交流などが広がっていることを勘案し、県内外の都市との人・文化・スポーツなどの交流による地域間交流の推進を図り、地域の活性化に努めます。また、国際感覚を備えた人づくりを推進するため、海外派遣や外国青年招致事業の推進、国際交流イベント等の実施に努めます。

(6) 健全な行財政運営の推進

市民の行政ニーズの多様化・高度化に柔軟かつ的確に対応できる行政の確立を目指し、組織の改革、事務事業の見直しを進めるとともに、企画総合調整機能の強化、政策形成能力の向上、職員の能力開発などに努めます。また、歳入歳出全般の見直しを進めながら、自主財源の安定的確保を図り、効率的で効果的な財政運営に努めます。

主要事業

施策名	主要事業の概要
市民参加の推進	市民へのまちづくり参加意識の高揚 情報公開制度の活用促進 情報提供の充実 協働のまちづくりのための基本計画の策定 新たな市民参加のしくみづくりの調査・研究 広聴活動、各種委員会、審議会の充実 ボランティア団体の育成・支援
コミュニティの形成	コミュニティづくりのための体制整備 コミュニティ施設の整備充実 地域自治意識の高揚 地域づくり活動の育成支援 地域づくり活動の参加促進
地域情報化の推進	情報通信基盤整備の推進 電子自治体の体制整備 地域情報化基本計画の策定 人材の育成
人権尊重社会の構築	人権教育、啓発活動の推進 人権相談の充実 男女共同参画社会の充実及び啓発・学習活動の推進
ふれあい交流活動の充実	海外派遣の推進 外国青年招致事業の推進 地域間交流事業の推進 姉妹都市提携の推進
健全な行財政運営の推進	組織の改革、事務事業の見直し 企画総合調整機能の強化 政策形成能力の向上 職員の能力開発の推進 自主財源の安定的確保 効率的で効果的な財政運営の推進

V. 公共施設の統合整備

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性、地域全体のバランス、公共的施設の利用状況などを総合的に勘案し、さらには財政事情を考慮しながら、市民の教育、文化、福祉の向上等に寄与する事業整備を優先していきます。

宮田庁舎は、本庁機能を保有し存続します。

若宮庁舎については、住民協働の場と住民サービス機能を有した行政施設等を目指します。

VI. 県事業の推進

新市の建設にあたって、県が主体となって実施する事業等は、次のとおりです。

1. 福岡県の役割

- (1) 新市の一体性を高めるとともに、福岡・北九州両都市圏及び筑豊地域の交通・交流の拠点となるための県道整備事業を引き続き推進します。また、新市における安全で快適な生活環境の創造と活力ある産業振興のための各種事業についても支援を行います。
- (2) 福岡県市町村合併推進要綱に基づく市町村合併推進特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について新市の負担を軽減するとともに、一体的なまちづくりを支援します。

2. 新市における県事業

新市が福岡・北九州両都市圏及び筑豊地域の交通・交流の拠点となるため、両都市圏をつなぐ東西軸と飯塚地域と宗像地域をつなぐ南北軸の構築を図るとともに、地域内を安心・快適に移動することが可能となるような道路整備事業を進める必要があります。

新市において、安全で安心できる生活環境を保全・創出するため、河川改修工事や治山治水事業及び下水道事業などの事業について引き続き実施する必要があります。

また、産業の振興を図るため、生産基盤の充実を目指し、ほ場整備事業やため池等整備事業などを進めるとともに、多様な産業の集積を目指し、企業誘致を推進していくことが必要です。

このため、新市と連携しながら、これらの事業の推進に向けて計画的に取り組めます。

(1) 道路整備事業

福岡・北九州両都市圏をつなぐ東西の軸と宗像地域と飯塚地域をつなぐ南北の軸となる道路の整備を推進します。また、住民の交通利便性が高まるような道路の整備と交通安全施設の整備を推進します。

(2) 治山治水事業

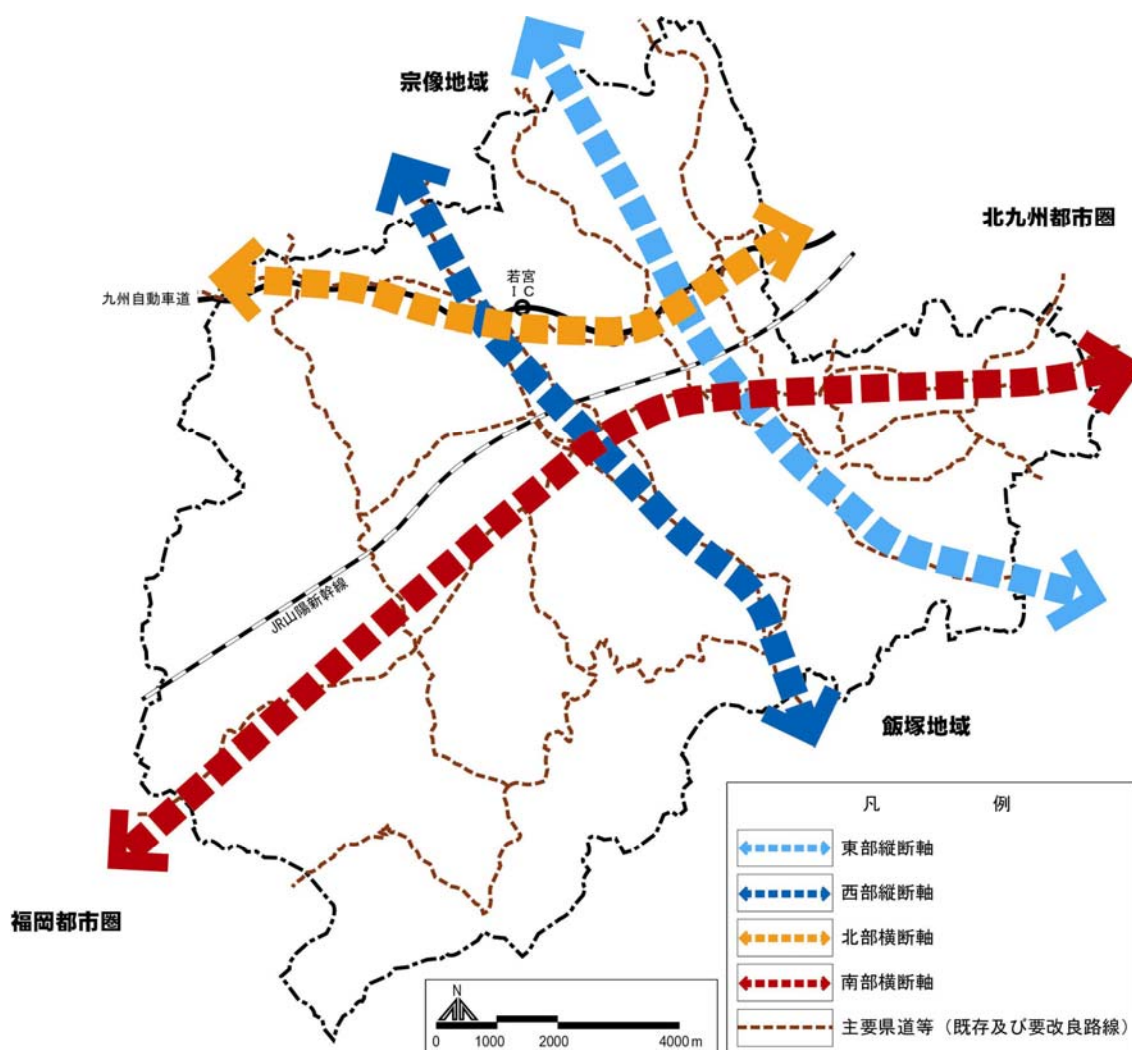
安全で安心できる生活環境を保全・創出するため、中山間地域や急傾斜地では砂防事業、治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業などを推進します。また、河川では、護岸整備などを推進します。

(3) 産業振興事業

農業では生産基盤を整えるため、ほ場整備事業やため池等整備事業などを推進します。また、新たな産業の振興のため、企業誘致を推進します。

(4) 下水道事業

水質保全や快適な生活環境の創造のため、遠賀川中流流域下水道事業を推進します。



Ⅶ. 財政計画

1. 前提条件

財政計画は、平成 18 年度から 15 年間の財政見通しについて、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等や経済情勢、地方を取り巻く厳しい財政環境を勘案し、普通会計ベースで策定しました。

策定にあたっては、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本に、合併協議会で確認された調整方針、事務事業の合理化・効率化など行政改革による削減を反映し、さらに合併特例債等の国・県の財政支援措置を勘案しています。なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりですが、いわゆる「三位一体の改革」による国庫支出金・地方税・地方交付税の影響については、計画作成段階において不透明な部分が多く、反映させていません。合併後、新市においても厳しい財政状況が続くものとして、計画的な財政運営を行っていく必要があります。

〔歳入〕

(1) 地方税

現行制度を基本としつつ、過去の実績や将来人口を参考に推計します。なお、経済成長率による伸びは見込んでいません。

(2) 地方譲与税

過去の実績等を参考に推計します。

(3) 利子割交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(4) 配当割交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(5) 株式等譲渡所得割交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(6) 地方消費税交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(7) ゴルフ場利用税交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(8) 自動車取得税交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(9) 国有提供施設交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(10) 地方特別交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(11) 地方交付税

交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併特例債の償還に係る交付税措置分やその他の合併支援措置分（普通交付税合併補正・特別交付税）を見込んで推計します。

(12) 交通安全対策特別交付金

過去の実績等を参考に推計します。

(13) 分担金・負担金

過去の実績等を参考に推計します。

(14) 使用料及び手数料

過去の実績等を参考に推計します。

(15) 国庫補助金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、投資経費分については、新市建設計画事業の見込み額を加えて、さらに合併に係る国の財政支援（合併市町村補助金）分も見込んで推計します。

(16) 県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、投資経費分については、新市建設計画事業の見込み額を加えて、さらに合併に係る国の財政支援（市町村合併推進特例交付金）分も見込んで推計します。

(17) 財産収入

過去の実績等を参考に推計します。

(18) 寄附金

過去の実績等を参考に推計します。

(19) 繰入金

過去の実績および合併時の基金を維持することを考慮して推計します。

(20) 繰越金

過去の実績等を参考に推計します。

(21) 諸収入

過去の実績等を参考に推計します。

(22) 地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債を活用するほか、通常債等を見込んで推計します。

〔歳出〕**(1) 人件費**

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減及び特別職職員等の削減を見込んでいます。

(2) 扶助費

過去の実績、今後の児童数と高齢者数の推移等を参考に推計します。町が市になることで新たに発生する業務（生活保護事務）についても見込んで推計します。

(3) 公債費

既存の地方債に係る元利償還予定額に、新市建設計画事業等に伴う新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を加えて推計します。

(4) 物件費

過去の実績等により推計し、新市建設計画事業の新規施設による追加分を考慮しました。

(5) 補助費等

過去の実績等を参考に推計します。

(6) 維持補修費

過去の実績等を参考に推計します。

(7) 積立金

合併市町村の振興のための「地域振興基金」の造成に伴う基金積立額などを見込んで推計します。また、一定程度、財政調整基金の積立を行います。

(8) 投資・出資金

過去の実績等を参考に推計します。

(9) 繰出金

過去の実績等を参考に推計します。

(10) 貸付金

過去の実績等を参考に推計します。

(11) 普通建設事業

新市建設計画の主要事業及びその他の普通建設事業費を見込んで推計します。

(12) 災害復旧事業

過去の実績等を参考に推計します。

(13) 失業対策事業

過去の実績等を参考に推計します。

財政計画（普通会計）

（単位：百万円）

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	合計	
歳入	1 地方税	4,864	6,065	5,599	4,793	4,607	4,565	4,578	4,417	4,423	4,430	4,430	4,430	4,430	4,430	4,430	70,491	
	2 地方譲与税	426	211	202	189	184	180	169	169	169	169	169	169	169	169	169	2,913	
	3 利子割交付金	9	12	12	10	10	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	114
	4 配当割交付金	8	9	3	3	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	77
	5 株式等譲渡所得割交付金	7	6	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
	6 地方消費税交付金	304	311	329	350	349	365	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	5,338
	7 ゴルフ場利用税交付金	52	54	54	51	49	48	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	713
	8 自動車取得税交付金	127	118	99	67	50	46	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	1,056
	9 国有提供施設交付金	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	35
	10 地方特例交付金	116	35	51	66	52	47	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	457
	11 地方交付税	4,353	3,927	3,244	3,752	4,255	4,460	4,526	4,100	3,918	3,922	3,852	3,743	3,645	3,653	3,592	3,592	58,942
	12 交通安全対策特別交付金	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	94
	13 分担金・負担金	122	159	144	156	146	142	139	145	136	136	136	136	136	136	136	136	2,105
	14 使用料・手数料	448	448	456	444	446	453	457	393	393	393	393	393	393	393	393	393	6,296
	15 国庫支出金	2,803	2,323	2,938	3,327	3,655	3,197	3,301	3,511	2,996	3,437	2,585	2,544	2,791	2,819	2,870	2,870	45,097
	16 県支出金	727	800	853	987	1,064	913	999	892	861	861	861	861	861	861	861	861	13,262
	17 財産収入	51	119	136	215	221	84	96	65	65	65	65	65	65	65	65	65	1,442
	18 寄附金	1	11	2	4	8	5	9	4	4	4	4	4	4	4	4	4	72
	19 繰入金	174	13	24	119	17	112	53	19	18	18	518	518	18	18	18	18	1,657
	20 繰越金	287	244	971	1,320	293	834	805	866	500	0	0	0	0	0	0	0	6,120
	21 諸収入	205	281	207	259	388	247	462	159	159	159	159	159	159	159	159	159	3,321
	22 地方債	2,220	881	752	1,411	2,524	2,710	2,959	1,968	1,969	1,969	1,979	2,755	1,539	1,486	1,514	1,565	28,232
歳入合計	17,314	16,037	16,087	17,535	18,332	18,429	19,059	17,214	16,117	16,117	16,079	16,433	15,067	14,663	14,727	14,768	247,861	
歳出	1 人件費	2,565	2,607	2,479	2,438	2,260	2,240	2,152	2,042	2,076	2,040	2,020	1,984	1,972	1,924	1,880	1,880	32,679
	2 扶助費	3,327	3,351	3,401	3,435	3,920	3,946	3,915	4,088	4,121	4,154	4,187	4,220	4,254	4,288	4,322	4,322	58,929
	3 公債費	2,502	2,621	2,486	2,408	2,108	1,941	1,748	1,544	1,504	1,434	1,445	1,474	1,647	1,727	1,722	1,722	28,311
	4 物件費	1,618	1,648	1,688	1,744	1,816	1,919	1,948	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	28,613
	5 補助費等	1,991	1,460	1,434	2,424	1,377	1,396	1,398	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432	22,936
	6 維持補修費	171	156	160	147	182	156	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	2,232
	7 積立金	1,286	318	297	156	313	1,109	1,127	804	640	114	301	63	28	28	28	28	6,612
	8 投資・出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9 繰出金	1,205	1,463	1,393	1,328	1,413	1,401	1,469	1,469	1,469	1,469	1,469	1,469	1,469	1,469	1,469	1,469	21,424
	10 貸付金	20	20	23	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	303
	小計	14,685	13,644	13,361	14,100	13,409	14,128	13,917	13,568	13,431	12,832	13,043	12,831	12,991	13,057	13,042	13,042	202,039
	11 普通建設事業費	1,450	1,210	1,207	2,504	3,440	3,367	4,236	3,137	2,686	3,247	3,390	2,236	1,672	1,670	1,726	1,726	37,178
	12 災害復旧事業費	86	15	6	465	492	129	40	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1,242
13 失業対策事業費	849	197	193	173	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,569	
小計	2,385	1,422	1,406	3,142	4,089	3,496	4,276	3,146	2,686	3,247	3,390	2,236	1,672	1,670	1,726	1,726	39,989	
歳出合計	17,070	15,066	14,767	17,242	17,498	17,624	18,193	16,714	16,117	16,079	16,433	15,067	14,663	14,727	14,768	14,768	242,028	
差引	244	971	1,320	293	834	805	866	500	0	0	0	0	0	0	0	0	5,833	